

○大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例

昭和 41 年 12 月 24 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。

3 都市ガス及び液化石油ガスを市民に供給するため、ガス事業を設置する。

(下水道事業への地方公営企業法の適用)

第 1 条の 2 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第 2 条 水道事業、下水道事業及びガス事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び給水能力は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 大津市水道事業給水条例(昭和 33 年条例第 16 号)別表第 1 のとおり

(2) 給水人口 356,000 人

(3) 給水能力 1 日最大給水量 185,500 立方メートル

3 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び処理能力は、次のとおりとする。

(1) 予定処理区域 本市の区域のうち、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた区域

(2) 計画処理人口 328,800 人

(3) 処理能力 1 日最大計画汚水量 210,500 立方メートル

4 ガス事業の供給区域、供給戸数及び供給能力は、次のとおりとする。

(1) ガス小売事業及び一般ガス導管事業

ア 供給区域 大津市ガス供給条例(昭和 52 年条例第 34 号)第 3 条に定める区域

イ 供給戸数 107,800 戸

ウ 供給能力 1 日最大供給量 1,555,000 立方メートル

(2) 液化石油ガス販売事業

ア 供給区域 大津市液化石油ガス供給条例(昭和 52 年条例第 65 号)第 2 条に定める供給地点群

イ 供給戸数 33 戸

ウ 供給能力 1 日最大供給量 30 立方メートル

(管理者の設置)

第 3 条 法第 7 条ただし書の規定により、水道事業等を通じて管理者 1 人を置く。

2 前項の管理者の名称は、「公営企業管理者」とする。

(組織等)

第4条 法第14条の規定により、公営企業管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

第4条の2 前条に定めるもののほか、公営企業管理者が発注する工事等の入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項について調査審議させるため、大津市企業局入札監視委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。

4 委員には報酬を支給するものとし、その額は日額9,800円とする。

5 前項に定めるもののほか、委員に対する報酬及び費用弁償については、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の非常勤職員に関する規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

第4条の3 前2条に定めるもののほか、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してガス特定運営事業等を実施するために必要な事項について審査等させるため、大津市ガス特定運営事業等審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、消費者団体から選出された者及び市職員のうちから、公営企業管理者が委嘱し、又は任命する。

4 委員(市職員である者を除く。)に対する報酬及び費用弁償については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

(利益剰余金の自己資本金への組入れ及び処分等)

第4条の4 水道事業等は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額(以下「欠損金補てん残額」という。)のうち、地方公営企業法施行令第26条第2項及び地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第21条第2項の規定により償却した繰延収益の額(当該事業年度において欠損金補てん残額が当該償却した繰延収益の額に満たない水道事業等にあつては、欠損金補てん残額)に相当する額(次項において「繰延収益相当額」という。)を自己資本金に組み入れるものとする。

2 事業年度末日において企業債を有する水道事業等は、前項の規定により繰延収益相当額を自己資本金に組み入れ、なお利益に残額があるときは、その残額(以下「自己資本金組入残額」という。)の10分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金(企業債の償

還に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。)の積立額を控除した額が自己資本金組入残額の10分の1に満たない水道事業等にあつては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

- 3 事業年度末日において企業債を有しない水道事業等及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた水道事業等は、自己資本金組入残額の10分の1を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した水道事業等にあつては、自己資本金組入残額の10分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を建設改良積立金(建設改良工事に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。)として積み立てなければならない。
- 4 第2項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある水道事業等は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立てることができる。
- 5 水道事業等において毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。
- 6 減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源として借り入れたものに限る。)を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

(重要な資産の取得又は処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得又は処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が30,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定により定める議会の議決を要するのは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が1,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が1,000,000円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 公営企業管理者は、水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

らない。

- 2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況

- (2) 経理の状況

- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業等の経営状況を明らかにするため、公営企業管理者が特に必要と認める事項

- 3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の書類を提出することができなかった場合においては、公営企業管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、公営企業管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行なわれる資産の取得および処分に対する第5条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により、予算で定め」とあるのは「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年法律第120号)附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により、議会の議決を経」とする。

(大津市水道事業給水条例の一部改正)

- 3 大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第4条第2項、第5条、第6条 第10条、第11条第2項、第12条第1項および第3項、第14条、第15条、第16条第3項、第17条第1項、第21条第2項および第3項、第23条第1項、第26条、第27条第3項、第31条第2項および第3項、第35条、第38条第1項、第39条、第42条第2項、第43条第1項、第45条および第47条中「市長」を「管理者」に改める。

第46条を次のように改める。

(料金を免れた者に対する過料)

第46条 管理者は、詐欺その他不正の行為により、料金または手数料の徴収を免れた者に対して、免れた金額を徴収する。

- 2 市長は、前項の者に対して、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(大津市ガス供給条例の一部改正)

- 4 大津市ガス供給条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項、第 11 条の 3 第 6 項および第 40 条中「市長」を「管理者」に改める。  
(大津市ガス供給条例〔液化石油ガス供給地区〕の一部改正)

- 5 大津市ガス供給条例〔液化石油ガス供給地区〕(昭和 39 年条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項、第 14 条第 6 項および第 39 条中「市長」を「管理者」に改める。  
(大津市水道ガス企業の組織に関する条例等の廃止)

- 6 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津市水道ガス企業の組織に関する条例(昭和 27 年条例第 42 号)
- (2) 大津市公営企業の「業務の状況」作成および公表に関する条例(昭和 27 年条例第 43 号)
- (3) 大津市公営企業の業務に関する売買、貸借、請負等の契約に関する条例(昭和 39 年条例第 23 号)
- (4) 大津市上水道事業施設設置条例(昭和 39 年条例第 29 号)
- (5) 大津市ガス事業施設設置条例(昭和 39 年条例第 30 号)

付 則(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 43 年 3 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 44 年 3 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 11 月 25 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月 26 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、企業管理規程で定める日(昭和 48 年 10 月 1 日—昭和 48 年企業局管理規程第 11 号)から施行する。

付 則(昭和 49 年 9 月 28 日条例第 49 号)

この条例は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 50 年 3 月 22 日条例第 17 号)

- この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 50 年 9 月 12 日—昭和 50 年企業局管理規程第 12 号)から施行する。

付 則(昭和 50 年 6 月 25 日条例第 40 号)

この条例は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 52 年 3 月 28 日条例第 25 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日から施行する。

付 則(昭和 52 年 12 月 21 日条例第 62 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 53 年 2 月 1 日—昭和 53 年企業局管理規程第 1

号)から施行する。

付 則(昭和 53 年 3 月 25 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 55 年 3 月 25 日条例第 10 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 55 年 4 月 1 日—昭和 55 年企業局管理規程第 4 号)から施行する。

付 則(昭和 55 年 9 月 27 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 57 年 3 月 23 日条例第 14 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 57 年 6 月 1 日—昭和 57 年企業局管理規程第 7 号)から施行する。

付 則(昭和 58 年 3 月 18 日条例第 10 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 58 年 4 月 1 日—昭和 58 年企業局管理規程第 1 号)から施行する。

付 則(昭和 58 年 12 月 14 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 58 年 12 月 25 日から施行する。

付 則(昭和 61 年 3 月 25 日条例第 12 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 61 年 4 月 1 日—昭和 61 年企業局管理規程第 3 号)から施行する。

付 則(昭和 61 年 9 月 27 日条例第 36 号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 62 年 3 月 23 日条例第 16 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(昭和 62 年 7 月 1 日—昭和 62 年企業局管理規程第 7 号)から施行する。

付 則(昭和 62 年 9 月 25 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年 12 月 25 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月 20 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(平成 7 年 10 月 23 日—平成 7 年企業局管理規程第 15 号)から施行する。

附 則(平成 8 年 9 月 30 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 18 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 9 月 25 日条例第 32 号)

この条例は、平成 10 年 10 月 28 日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 25 日条例第 71 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 20 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日条例第 52 号)

この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 23 日条例第 51 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(第 1 条=平成 16 年 7 月 15 日—平成 16 年企業局管理規程第 16 号、第 2 条=平成 16 年 10 月 6 日—平成 16 年企業局管理規程第 21 号)から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日条例第 23 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(平成 17 年 3 月 23 日—平成 17 年企業局管理規程第 3 号)から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 153 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の改正規定は、企業局管理規程で定める日(平成 18 年 3 月 20 日—平成 18 年企業局管理規程第 6 号)から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 20 日条例第 33 号)

この条例は、企業局管理規程で定める日(第 3 条=平成 20 年 7 月 25 日—平成 20 年企業局管理規程第 5 号、第 4 条=平成 28 年 8 月 1 日—平成 28 年企業局管理規程第 17 号)から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 18 日条例第 69 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日条例第 27 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 75 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日条例第 39 号)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の改正規定は、企業局管理規程で定める日(平成 26 年 6 月 16 日—平成 26 年企業局管理規程第 13 号)から施行する。

2 改正後の第 4 条の 3 の規定は、平成 26 年度の事業年度から適用し、平成 25 年度以前の事業

年度については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 6 月 24 日条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 29 日条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 12 日条例第 79 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 21 日条例第 106 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日条例第 18 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。